

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(平成41年12月31日まで)

秋本務第196号 地第50号  
平成31年3月15日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

耐刃防護衣及び防弾衣の着装基準の一部改正について(例規)

耐刃防護衣及び防弾衣(以下「防護衣等」という。)の着装については、「耐刃防護衣及び防弾衣の着装基準について(例規)」(平成24年10月3日付け秋本務第1031号、監第190号、地第242号、刑企第231号。以下「旧例規」という。)により運用してきたところであるが、この度、耐刃防護衣の着装基準について見直し、3月15日から下記のとおり運用することとしたので誤りのないようになされたい。

なお、旧例規は、3月15日をもって廃止する。

記

## 1 趣旨

制服(活動服を含む。以下同じ。)を着用して勤務する警察官の耐刃防護衣の着装基準について、地域警察官は常時着装することとし、もって、有事即応体制の確保による積極果敢な職務執行と殉職・受傷事故の絶無を期する。

## 2 防護衣等の着装基準

### (1) 耐刃防護衣

ア 警察官は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる警察活動に従事する場合は、耐刃防護衣を着装するものとする。

イ 所属長は、アの規定にかかわらず、次に掲げる場合で、耐刃防護衣を着装することがふさわしくないと認めるときは、これを着装させないことができる。

(ア) 会議、儀式、広報活動、研修等に参加するとき。

(イ) 尾行、張込み、取調べ等に従事する場合で、耐刃防護衣の着装が捜査活動上、支障を来すとき。

(ウ) 留置業務に従事するとき。

(エ) 遭難救助活動に従事するとき。

(オ) 勤務に従事する警察官が、傷病のため耐刃防護衣を着装することができないとき。

(カ) 上記に掲げるもののほか、所属長が耐刃防護衣を着装することがふさわしくないと認めたとき。

ウ 警察官は、イの(イ)又は(ウ)に掲げる事由に該当する場合において、所属長の承認を受けるいとまがないときは、自らの判断により耐刃防護衣を着装しないことがで

きる。

エ 所属長は、アの規定にかかわらず、耐刃防護衣を着装する必要があると認めるときは、これを着装させることができる。

## (2) 防弾衣

ア 警察官は、相手が銃器を使用し、又は使用するおそれのある事案に対応する場合は、防弾衣を着装するものとする。

イ 所属長は、アの規定にかかわらず、防弾衣を着装する必要があると認めるときは、これを着装させることができる。

## 3 所属長の責務

所属長は、所属職員に対し、防護衣等が自らの身を守るために必要な装備であることを十分理解させるとともに、勤務の実態を把握し、各種受傷事故防止用資機材の着装及び活用に関する指導の徹底に努めなければならない。

## 4 留意事項

### (1) 防護衣等の適正な保管、管理

職員は、防護衣等の紛失防止等保管管理の徹底を図るとともに、常時点検を行って使用可能な状態にしておくこと。

### (2) 防護衣等以外の資機材の活用

防護衣等は、受傷事故防止のための有効な装備であるが、万能な装備ではないことから、その性能を過信することなく、耐刃手袋、刺股、警杖等の他の資機材を併せて活用し、受傷事故防止の万全を期すること。

別表

区 分	着 装 す る 場 合
制服を着用して勤務する地域警察官（警察署の地域課長、地域課長代理及び総務・警備実施等の内勤業務に従事する地域警察官を除く。）	制服を着用して警察活動に従事する場合
上記区分を除く制服を着用して勤務する警察官	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 午後5時15分から翌午前8時30分までの間に警察活動に従事する場合</li> <li>2 次に掲げる警察活動に従事する場合で、相手が凶器を使用し、又は凶器を使用するおそれがあるとき。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 緊急配備</li> <li>(2) 逮捕、捜索、張込み等</li> </ol> </li> <li>3 次のいずれかの事案により現場臨場する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 暴力団員及びその周辺者、暴走族、精神異常者又は薬物等の中毒者が関与する事案</li> <li>(2) 暴行、傷害等の粗暴事案</li> <li>(3) 多数人が関与し、警察官が受傷するおそれのある事案</li> <li>(4) 相手が凶器を使用し、又は使用するおそれのある事案</li> <li>(5) 第三者に危害を及ぼすような言動が認められる事案</li> <li>(6) 異常発信、非常通報等</li> </ol> </li> </ol>
私服を着用して勤務する警察官（刑事部機動捜査隊の警察官を除く。）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次に掲げる警察活動に従事する場合で、相手が凶器を使用し、又は凶器を使用するおそれがあるとき。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 緊急配備</li> <li>(2) 逮捕、捜索、張込み等</li> </ol> </li> <li>2 次のいずれかの事案により現場臨場する場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 暴力団員及びその周辺者、暴走族、精神異常者又は薬物等の中毒者が関与する事案</li> <li>(2) 暴行、傷害等の粗暴事案</li> <li>(3) 多数人が関与し、警察官が受傷するおそれのある事案</li> <li>(4) 相手が凶器を使用し、又は使用するおそれのある事案</li> <li>(5) 第三者に危害を及ぼすような言動が認められる事案</li> <li>(6) 異常発信、非常通報等</li> </ol> </li> </ol>
刑事部機動捜査隊の警察官	警察施設外において、私服を着用して警ら、警戒、犯罪捜査、被疑者の逮捕等の警察活動に従事する場合